

鄭玄『詩譜』「豳譜」の「豳国変風」

—「七月」箋研究序説—

間嶋潤一

はじめに

『詩』の「豳風」に属する「七月」は、豳の農事詩ともいふべき一篇である。それを周公の自作の一篇と認めることは、『左伝』襄公二十九年にみえる季札の「論詩」以来の伝統的な経書解釈であつた。鄭玄は『詩譜』「豳譜」において、「七月」詠歌の背景・内容を具体的ににつづつていた。そうしたなかで、われわれの行論上、いま指摘しておきたいことはつぎのようである。

周王朝創設まもなく、武王は崩御する。周公は幼い成王のために摂政に就こうとする。このような周公には寡位の野心がある、と管叔・蔡叔（以下、管蔡と略す）は流言する。これを信じた成王を避けるために、周公は東都に居を遷す。避居は三年に及んだが、その一年もしくは二年に周公は「七月」を詠じる。周の先公のなかの、災難に遭遇した豳

公に自らを比して、当時の思いを「七月」に託するのである。周王朝が混乱し、自らは避居を余儀なくされている現状では、太平を招来し「周礼」を制作することはきわめて困難な功業であるというのが、その思いである。周公はかつての豳公が災難を克服したように、現状を打破し功業を樹立することを決意するのである。¹⁾

「七月」序は「七月」に託された内容を「王業を致すの艱難」と指摘していたが、鄭玄はこれに注を施してはいなかった。以上の「豳譜」の叙述に、その解釈を委ねていたのである。すなわち「王業を致すの艱難」は、太平招来・「周礼」制作によって「王業」を成就する困難という意にほかならなかつたのである。「王業」は畢竟、周の受命・王朝創設に止まらず、太平招来・「周礼」制作も含むタームとされていたのである。²⁾

問題は実際の「七月」箋の解釈である。「王業を致すの

艱難」を基本的には幽公の政教と解する後漢・魏の大方が支持する解釈をとらない鄭玄は、そこに「幽譜」の解釈を反映させ、幽公と周公とのかかわりを具体的に示して示かるべきであったのである。しかし鄭玄は経文をパラフレイズすることにとめているにすぎず、それは後漢・魏一般の「七月」の経文解釈とかわらなかつたのである。

「幽風」は「七月」一篇と、「鴟鴞」以下の六篇とからなる。この六篇はそれぞれの序によると周公にかかわる詩篇といえるが、幽には結びつかない。しかし七篇が「幽風」という名称をもちうるのは、その劈頭に位置する「七月」に由来するとされるのが伝統的な経書解釈であつた。

小稿はこうした「幽風」七篇の編纂にかかわる鄭玄の解釈をとりあげ、そこに示される「幽国変風」の意味を特にあきらかにせんとするものである。これによってあぶりだされる七篇全体の性格に対する鄭玄の解釈は、「七月」箋をあらためて詳細に検討する、われわれの今後の契機となるのである。

一 「幽風」の諸篇と、「詩譜」「幽譜」の解釈

まず「七月」につづく六篇の内容と、その詠歌の年について鄭玄の解釈をとりあげよう。それぞれの序の注、及

び箋によると、それはあらましつぎのようである。

「七月」を周公が詠じたあとの避居二年、周公の厲党は成王に逮捕される。かれらの命乞いのために、周公は翌年の三年に一篇の詩を詠じて成王におくる。「鴟鴞」がそれである。

成王が周公の懇願を拒否したとき、疾風雷電の異変がおこる。それを神意と認めた成王は、周公を東都から京師に迎えようとする。しかし依然として管蔡の流言に惑わされていた群臣がおり、かれらは成王の意向に反対する。「伐柯」は大夫がそうした群臣を刺るために詠じた一篇である。

疾風雷電の異変のあと、成王はかつての「金縢の書」をひらき、成王をはじめとする朝廷は周公の真意を知る。避居三年は、周公が京師に帰り摂政に就く年―居撰一年でもあつたのである。「九罭」はこのような周公と、去り往く周公に対する東都の人々の惜別の情とを大夫が詠じ、それによって周公に疑惑の念をむけていた群臣を刺つた一篇である。

周公は摂政に就くや、すぐさま管蔡らを討伐する東征をおこない、居撰三年におえる。「破斧」はこのような東征を大夫が讃える一篇であり、その三年のあいだにつくられたのである。これに対して「東山」は、東征からの周公の

凱旋を讃えるために大夫が詠じた一篇である。

七篇のなかで最後につくられたのが「狼跋」である。居撰七年の致政ののち、周公は臣下にくだり「師」に就く。居撰のあいだにおこなった功業を成王に譲った周公を讃えるために、「狼跋」は大夫によって詠じられたのである。

「豳風」の編次は、「七月」「鴟鴞」「東山」「破斧」「伐柯」「九罭」「狼跋」である。鄭玄の解する詠歌の次序は、それと合致していないのである。このような齟齬は、管蔡の流言、周公の避居・撰政就任・東征、成王への致政という独自の周公の居撰をめぐる解釈に七篇を組み入れたことによつていたのである。そして鄭玄が設定していた太平招來のときは東征をおえた居撰三年、『周礼』制作のときは致政の前年の居撰六年であつた。『豳風』七篇は「王業」成就への決意と、その実現とを詠じる詩篇群とされていたのである。

では鄭玄は「豳風」七篇の編纂を、どのように解していたのであろうか。その解釈は二カ所で示されるが、まずとりあげるべきは「豳譜」の結びの部分にある、

大師、大いに其（周公）の志を述べんとして、意を豳公の事に主らにす。故に其の詩を別ちて、以て豳國變風と爲す。〔詩豳譜疏引〕

という叙述である。

ここで、周の楽官の長にあたる大師が「大いに周公の志を述べ」というのは、周公の「王業」成就への決意を表彰することである。これはつぎのようなことを前提としていた。「周公の志」を内容とする「七月」と、「鴟鴞」以下の六篇とが詩篇群とされていたことである。後者の六篇は「周公の志」の実現を詠じており、「七月」の内容に包摂されたのである。「意を豳公の事に主らにす」とは、そうした七篇の劈頭に「七月」を位置づけ、七篇全体を豳公の事績に託された「周公の志」で統一することにほかならないのである。かくて大師は、このような詩篇群をあらわす名称を示したとされる。「豳國變風」がそれであつた、というのである。

以上のようにであると、「豳風」はもともと「豳國變風」という名称であつたことになる。すなわち鄭玄が解していた七篇の内容は、この名称に凝縮していたのである。大師の編纂にかかわる鄭玄の解釈を考えると、われわれは「豳國變風」の意味を検討すべきなのである。

さしあたって問題となるのは、「豳國變風」の読みである。孔穎達以来、「豳國の變風」とふつうには読まれている。「邶風」などが「邶の風」といえたことに準じている

のであろう。また孔穎達は「大序」にある「変風・変雅」の「変風」にもとづいてそれを疏解してもいる。⁶⁾しかし、あとでふれるように「豳国変風」の「変風」は「大序」のそれと同列には論じえないチームであったのである。しかもつぎの事実を孔穎達は無視していたのである。われわれはまた「豳風」を例にしよう。それは「大序」の「変風」に数えられる詩篇群であるが、「豳国の変風」、あるいは「豳の変風」とよばれることはなかったのである。「豳国の変風」と読んだとき、その意味は不明といわざるをえないのである。

ただ確かなことは、チームとしての「変風」の成立には「正風」の存在が必要なことである。さきの「豳譜」の叙述には「其の詩を別つ」とあり、鄭玄は七篇が区別される「正風」といえる詩篇群を設定していたのである。

われわれは、鄭玄がどのような詩篇群を「正風」と認めていたかをあきらかにしよう。それによって、「豳国変風」の意味は漸次あぶりだされることになるのである。

二 「詩譜」「周南召南譜」の解釈

まず、「豳国変風」の「変風」が「大序」の「変風」とおなじくしないことを確認しよう。

「大序」は「変風・変雅」を「王道衰え、礼義廢れ」たのちにおこった詩篇群と認めていた。鄭玄は「詩譜」「序」において、これを展開していたのである。周の懿王・夷王から陳の靈公までに詠じられた「豳風」以下「曹風」に至る十二「国風」を「変風」と総称する。そして個々の「風」の編纂、「変風」の命名は孔子になった、とのべていたのである。これに対して「豳国変風」の「変風」のばあいは、衰乱の時代の詩篇群とはいえず、また編纂・命名はともに孔子にかかわっていなかった。それは七篇のみに適用される単独の名称であったのであり、「大序」の「変風」には数ええなかったのである。

ただわれわれは、鄭玄が「大序」の「変風・変雅」に対する詩篇群として設定していた「詩の正経」に注目しなればならない。それらの詠歌・編纂のときも、七篇とおなじく周初であったのである。同時代の二つの詩篇群を比べることによって、七篇を「変風」とした大師の編纂に言及しうることが期待されるのである。

「詩の正経」にかかわる『詩譜』の「序」や「小大雅譜」の叙述をかいつまもつ。「風」の「周南」「召南」「小雅」の「鹿鳴」から「菁菁者莪」（亡詩の「南陔」など六篇は除かれる）までの十六篇、「大雅」の「文王」から「卷阿」

までの十八篇が「詩の正経」である。孔子が『詩』のなかにそれらを「詩の正経」として収めたのは、「文・武の徳」を讃える詩篇であつたからである。これに対して七篇は、「文・武の徳」ではなく「周公の志」を表彰していたとされていた。同時代の詩篇群であつたにもかかわらず、孔子が七篇を「詩の正経」の「風」に数えなかつたとする理由は、この一点にあつたと考えうるのである。鄭玄が解する大師の編纂はまず、つぎのように入るのである。

大師は「風」として、最初に「周南」「召南」（以下、「二南」とよぶ）を編纂した。このあと七篇を編纂したとき、両者のあいだに「正」「變」の關係を設定した。「文・武の徳」を讃える「二南」を「正風」とするならば、「周公の志」を表彰する七篇は「變風」にあたる、と。

すなわちわれわれは、「二南」編纂に対する鄭玄の解釈をとりあげなければならぬのである。『詩譜』『周南召南譜』（以下、「二南譜」とよぶ）の前半が、その解釈をめぐる叙述にあたつていたのである。これを適当に区切つて論じることしよう。

「二南譜」は、つぎのようにはじまる。

周・召は、禹貢の雍州の岐山の陽の地名なり。

「二南」の周・召は雍州の岐山の陽―岐陽の地名であつた、

と指摘するのである。

ついで、周の先公の大王がここに居を構えた事情を説く。周の先公の、大王と曰う者、狄難を避けて豳より始めて焉に遷り、徳を修めて王業を建つ。

戎狄の侵略を避けて豳から遷つたといひ、「王業」樹立はこのような大王の徳教に端を發してゐたことを、それに加えるのである。

大王のあとをうけるのが王季である。「二南譜」はこれにふれたうえで、文王に及ぶ。

商王帝乙の初め、其の子の王季に命じて西伯と為らしむ。紂に至りてまた文王に命じて、南国の江・漢・汝の旁の諸侯を典治せしむ。時に於いて天下を三分し其の二を有して、以て殷に服事す。故に雍・梁・梁・荆・豫・徐・揚の人、咸其の徳を被り之れに従う。文王、受命し、邑を豊に作る。

殷紂のとき、文王は西伯であつた。父の王季のあとをつぎ岐陽に都を構え雍州の伯（州伯）となるとともに、その南の江・漢・汝水流域の梁・荆二州の諸侯を兼治するよう紂に命じられていたのである。文王は岐陽に徳教をおこなつていたので、雍・梁・荆の三州ばかりでなく、さらにその南の豫・徐・揚の人々も文王にしたがつた。天下の九州

のうち六州を有して、文王は紂につかえていたのである。このち受命した文王は都を豊につくった。

ここまでのコンテクストからうかがいうるのは、つぎの二点である。大王の徳教を発端とする「王業」樹立は、周の受命にほかならない文王の受命のみを指していたことが、第一点である。大王から文王の受命までを詠じる「大雅・縣」一篇の内容を総括する箋といえる、「大王に至りて徳益々盛んにして、其の民心を得て、王業を生ず¹⁰」を鄭玄はふまえていたのである。第二点はこうである。文王の受命は諸侯文王のおこなった徳教によつてこそ実現しえたことである。

そして右の叙述はそのまま、

乃ち岐邦の周・召の地を分かちて、周公旦・召公奭の采地と為し、先公の教えを己の職する所の国に施さしむ。

とつづく。

文王は岐陽の周・召の地を子の旦、同族の奭の采地として分賜した。かれらを周公・召公としたうえで、自らがおこなっていた「先王の教え」をそれぞれの采地に施すよう命じたのである。ここでいう「先公」は大王である。「先公の教え」は大王の徳教を発端とする、受命を実現しえた

諸侯文王の徳教にほかならなかつたのである。

かくて「二南譜」は「二南」編纂に言及する。

武王、紂を伐ち天下を定むれば、巡守・述職し、諸国の詩を陳誦して、以て民の風俗を觀る。六州は、二公の徳教を得ること尤も純なり。故に独り之れを録し、之れを大師に属ね、分かちて之れを国とせり。其の聖人の化を得る者、之れを周南と謂い、賢人の化を得る者、之れを召南と謂う。二公の徳教、岐よりして南国に行なわれしを言うなり。

武王が天下を定め、諸国の詩篇を採取したところ、六州のそれは二公の徳教を最も純粹に詠じていた。大師はそれを二つの「風」として編纂した。聖人周公の徳教を詠じる詩篇群を「周南」、賢人召公のそれを「召南」としたのである。「南」は二公の徳教が周・召の地から南国に及んだことを意味していたのである。

これによると、「二南」の周・召は周公・召公の采地の地名といえる。しかしそうした地域の違いではなく、詩篇の内容によつて、「二南」の名称が成立していたとされているのである。

われわれは「二南」編纂に至るまでの叙述の意味を問おう。周公・召公の徳教が諸侯文王の徳教にしたがっていた

ことを指摘するために、それは用意されていたのである。ここで想起すべきは、『詩譜』「序」などが「二南」を「文武の徳」を讃える詩篇群と認めていたことである。「二南譜」の叙述は「二南」が諸侯文王の徳教をとりあげていた詩篇群であることを前提としてつづられていた、と推測しうるのである。

このような推測は、実際の「二南」の諸篇の内容に対する鄭玄の解釈に確認される。「二南」編纂の経緯は、これを通して具体化しうるのである。

三 「周南」「召南」の諸篇と、その編纂

鄭玄の解釈は、それぞれの詩篇の序の所説に基本的にしたがっていた。いまはその一々について論じる必要はなく、あらましをかいつまむだけでよい。

「周南」は十一篇からなる。劈頭の「関雎」から「采芣」までの八篇の序は、諸侯文王の妻の太姒を王者の妃の称謂にほかならない「后妃」とよぶ。八篇はそうした太姒の德行や周圉・子孫などに対する教化を詠じるのである。

つづく「漢広」「汝墳」の二篇は、「漢広」序に「漢広は、徳の広く及ぶ所なり。文王の道、南国に被り、美化は江・漢の域に行われ、礼を犯すを思うもの無し」とあるように、

太姒ではなく文王の徳教を中心に据え、それが江・漢・汝水流域の南国におこなわれたことを詠じる。「周南」の最後におかれる「麟之趾」は、文王の徳教がまず「后妃」を化し、ついで南国に及んだことを象徴的に詠じる一篇である。「関雎」以下の八篇で詠じられていた太姒の德行・教化は、文王の徳教をうけたことよつていたのである。これらの詩篇もまた、文王の徳教を詠じていたといつてよいのである。

「召南」は「鵲巢」を劈頭におく十四篇からなるが、そのうちの「甘棠」「行露」「何彼襍矣」は諸侯文王のときの詩篇ではない。この三篇を除く十一篇は、つぎのように「周南」とおなじ構成をとる

「鵲巢」「采芣」の序は、太姒を諸侯の妃の称謂にあたる「夫人」とよぶ。二篇はそうした太姒の徳教を詠じるのである。つづく「艸蟲」「采蘋」は「夫人」の太姒の教化をうけて、礼法にしたがう大夫の妻を詠じる。「羔羊」から「野有死麕」までの六篇は、「羔羊」の序に「召南の国、文王の政に化す」とあるように、「召南の国」——江・漢・汝水流域の南国が文王の徳教を被ったことを詠じる。「召南」の最後に位置する「騶虞」は文王の徳教が「夫人」を化し、ついで南国に及んだことを、「周南」の「麟之趾」

とおなじように象徴的に詠じる一篇である。「鵲巢」以下の四篇で詠じられていた太姒の德行・教化は、文王の徳教をうけていたことによつていたのである。これらの詩篇もまた文王の徳教を詠じていたことは、「周南」の「関雎」以下の八篇のばあいと等しくしていたのである。

鄭玄は確かに、「二南」を諸侯文王の徳教を詠じた詩篇群と解していたのである。これが「二南」のばあいの「文・武の徳」であつたのである。ただ「周南」と「召南」とでは、その徳教の性格が異なつていた。太姒の称谓の違いが、そのことを示していたのである。「周南」は諸侯文王を王者に想定して、その徳教を詠じていたのに対して、「召南」は諸侯としての文王の徳教を詠じていたといえるのである。

このようであると、「二南譜」において武王のときの採取の対象とされてきた「二公の徳教を得ること尤も純なり」を再度とりあげなければならぬ。周公・召公の徳教をうけた六州の人々であればこそ、諸侯文王の徳教を讃えるためにかつて詠じられた詩篇をそのまま伝えたとすることを、鄭玄はそこで示唆していたのである。

以上をふまえると、鄭玄が解する「二南」編纂の経緯は、つぎのようである。

周公・召公の采地であつた周・召を含む六州からの採取

は、そこにのこつていた諸侯文王の徳教を詠じていた詩篇のみを対象としていた。これらを大師が「三体」のいずれかに配属するとき、諸侯の徳教という一点に注目すると、「風」が適當であつた。ただ、受命王のかつての徳教をとりあげる詩篇の採取自体が特殊なことであつたといえた。事実、それらのなかには諸侯文王を王者に想定する詩篇群があつたのである。またもう一つの詩篇群が詠じていた、諸侯としての文王の徳教も単なる諸侯のそれといえなかつたのである。大師はこのようなことを考慮して、二つの詩篇群を「風」に配属しなければならなかつたのである。「二南」の名称が、それを可能としたのである。

「周」「召」はまず、二つの詩篇群が特殊な「風」であつたことをあらわしえた。それらを采地とした周公・召公は王朝の卿士であり、諸侯ではなかつたのである。また「周」「召」は、諸侯文王の徳教も含みえた。それらは二公が諸侯文王の徳教を施した地であり、また諸侯文王がかつて都を構えた岐陽にほかならなかつたのである。

ただ「周」の「風」、「召」の「風」とよぶだけでは、六州すべてを網羅してはいなかつた。「南」を加えることは、周公・召公のばあいを通して、諸侯文王の、それへの波及も含ませえたのである。

かくて「二南」の名称が成立した。すなわち諸侯文王を王者に想定する詩篇群を「周南」とよび、諸侯という実際の地位にしたがうそれを「召南」とよぶことにしたのである。周を采地とした周公は王者に匹敵する聖人であり、召を采地とした召公は諸侯の模範とされる賢人であったことが考慮されたのである。

四 『鄭志』の「王者の風」解釈

鄭玄がつぎにとりあげなければならなかったのは、「二南」の内容の違いを指摘していた、「大序」の「閔雎・麟趾の化は、王者の風なり。… 鶉巢・騶虞の徳は、諸侯の風なり」という叙述である。しかし鄭玄はこれに注を施さず、「王者の風」「諸侯の風」に対する解釈を示していなかった。「諸侯の風」に限ると、「召南」の内容は諸侯としての文王の徳教と確かにいえ、とりたてての解釈は必要なかったのかもしれない。これに対して「王者の風」のばあいは問題があった。そのチーム自体がまず問われなければならなかったのである。「風」は諸侯の政教を内容とする詩体である。それと「王者」とがリンクすることはありえなかったのである。ただこれまでの行論にもとづくと、鄭玄は「王者」をつぎのように解していた、と推測することも

可能であろう。「周南」が諸侯文王に想定していた王者である、と。チームとしての「王者の風」はこれで成立するのである。しかし文字どおりに解さずに、「王者」に含意を認めるのであるから、鄭玄は「大序」に注を施して、それを示してしかるべきであった。鄭玄の解釈は、ついによくわからないままとなったのである。かくてのちに弟子が「王者の風」を組上へのせ、師の解釈を求めるのであるが、その答えからうかがいうる鄭玄の実際の解釈は、さきの推測とは異なっていたのである。

われわれは『鄭志』をとりあげよう。それは鄭玄の弟子、あるいは孫の鄭小同の撰になるとされ、鄭玄と弟子たちとの問答を集めたものである。いまは輯佚本としてしか伝わっていないが、そこに「王者の風」についての弟子の張逸の問いがあるのである。

王者の風を問う。王者は当に雅に在るべし。風に在るは何ぞ。〔詩閔雎序疏等引〕
が、それである。

張逸は「王者の風」の「王者」を抽出する。文王を諸侯ではなく王者そのものと認めるのが「王者」である、と考えるのである。これは「王者」「風」の両者がリンクしえないことの指摘であるとともに、「周南」は王者文王を詠

じているという認識でもある。かくて「周南」は「風」ではなく、「雅」への配属が適當ではなかったか、と張逸は問いただしたたのである。

鄭玄の答えはこうである。

文王は諸侯を以てして王者の化有れば、卒に以て受命す。其の本を述べれば、宜しく風と為すべし。「同上」

前半において、鄭玄はつぎのようにいう。文王は諸侯の位にあつて「王者の化」をおこなえばこそ受命した、と。このときの文王は受命の王者と認めえなかつたことに張逸の注意を喚起してその「王者」解釈を否定し、「王者の化」が受命王としての文王を実現したことを指摘しているのである。「王者」は諸侯文王による「王者の化」と解されているのである。鄭玄は畢竟、「王者の風」を「王者の化」を詠じる風」ととらえていたわけである。

つづく「其の本を述べ」の主語は、「王者の風」ではなく「周南」である。その内容とされる「其の本」は受命の基業という意であり、「王者の化」を指す。かくて鄭玄は「宜しく風と為すべし」と結論づけるのである。張逸に対して、「周南」の「風」への配属は妥當であつたと断ずるのである。

では「王者の化」とはなにか。受命の基業との関係がその内容を示していた。受命を必然的にひきおこし王者となりうる諸侯文王の徳教が、「王者の化」であつたのである。そして「周南」の内容は、これにもとづいていたといえるのである。六州の人々はすでに諸侯文王の徳教・受命の因果的必然性を確信していたので、諸侯文王を王者に想定してその徳教を詠じたのである。

「王者の化」は以上だけに止まるものではなかつた。「王業」成就にかかわる鄭玄の解釈が、その内容を拡大するのである。われわれはここで、つぎのような鄭玄の解釈を想起するのである。「王業」成就は周の受命帝にあたる蒼帝靈威仰の神意であり、したがって受命帝の文王にそのまま課されていたという解釈である。鄭玄が示す文王の受命はそれ自体、文王による「王業」成就をほんらい含んでいた⁽¹³⁾のである。とすると「王者の化」は受命に限るのではなく、「王業」成就の基業といえるのである。そしてこれは、「王者の化」に対するさきの解釈の再検討をわれわれに促すのである。「王者の化」は受命して「王業」成就をおこないうる諸侯文王の徳教である、というように解釈をふくらませなければならぬのである。

われわれは「二南」と、「周公の志」を表彰する七篇と

のあいだに「正」「変」の関係を認めていた。しかし「王者の風」が以上のようなようであると、「周南」だけが「周公の志」にかかわっていたのである。「王者の風」としての「周南」が「豳国変風」の名称を成立させていた、といえるのである。

五 『鄭志』の「豳風」解釈

『鄭志』には、張逸・鄭玄の「豳風」をめぐる問答もあった。張逸の問いはさきの「王者の風」に対する自身の問の延長線にあり、鄭玄の答えは「豳譜」につづっていた大師の編纂をいっそうあきらにしているものである。これを論じたあとにこそ、「周南」とのかかわりのもとに、「豳国変風」をとりあげるのである。

張逸の問いは、つぎのようである。

豳七月は専ら周公の徳を詠じれば、宜しく雅に在るべし。今、風に在るは何ぞ。〔詩豳譜疏引〕

冒頭の「豳七月」は「七月」一篇を指す。張逸はこれで「豳風」七篇すべてを代表させているのである。というのは、「専ら周公の徳を詠ず」は「七月」に限らないからである。鄭玄は「豳譜」において七篇の内容を「周公の志」と指摘し、「王業」成就の実現もそれに含ませうとしたが、張逸の

「周公の徳」はこの両者をあわせるチームであったのである。こうして、「宜しく雅に在るべし。今、風に在るは何ぞ」という問いが発せられるのである。「周公の徳」は畢竟、文王がおこなうべき行為にほかならず、いわば「王者の徳」に匹敵すると認めてよい、と張逸は考えたのである。かくてこのような「周公の徳」を詠じる七篇は「風」ではなく、「雅」にこそ配属すべきではないか、と問いだしたたのである。張逸は「周南」のばあいはいえた「王者は当に雅に属すべし」を、七篇にも適用していたのである。

鄭玄の答えは、

周公を以て専ら一国と為すに、上は先公の業を冠すれば、亦た優と為る。風の下に在りて、雅の前に次ぶ所
以なり。雅の分に在れば、周公之れを専らにするを得ず。〔同上〕

である。ここで鄭玄はあらためて「周公の志」を示しておらず、「周公の徳」にそのままがつているのである。「鄭志」にかかわる、以下のわれわれの論述においても便宜上、「周公の徳」を用いることにしよう。

では鄭玄の答えは、どのようであったのであろうか。「周公を以て専ら一国と為す」は、周公を「一国」の諸侯とする大師の想定といえるが、これだけには止まらない

意味をじつはもっていた。「一國」は「大序」が「風」にふれて「一國の事は一人の本に繫る。之れを風と謂う」というくだりにある。「一國」にほかならなかつたのである。すなわち「周公を以て専ら一國と為す」とは、大師が七篇を諸侯・周公の「一國の事」を説く詩篇群と認め、「風」として編纂せんとしたことをいつていたのである。かくてそれは、「上は先公の業を冠す」とつづきえたのである。「七月」を七篇の劈頭に位置づけることよつて、諸侯・周公の、幽なる「一國」の「風」を大師が編纂した、と鄭玄はいえたのである。

このような編纂を通して、「亦た優と為る」対象は「周公の徳」である。答えの後半が、その説明にあたつていたのである。

まず「風の下に在りて、雅の前に次ぶ」は、『詩』における「幽風」の位置をいう。『詩』は孔子の編纂になるとされるのが経学の定説である。十五「国風」の殿後にして「雅」―「小雅」の直前に位置づけたのは大師ではなく、孔子であつたのである。すなわち孔子は大師の編纂意図にしたがつて、「幽風」にこのような位置をあたえたとバラ・フレイズしうるのが、「風の下に在りて、雅の前に次ぶ所・以なり」であつたのである。

ここには、「周公の徳」を内容としてゐるゆえに、七篇は「雅」に近い性格をもつてゐるという鄭玄の解釈がある。張逸が主張していた「周公の徳を詠じれば、宜しく雅に属すべし」をすべては否定していなかつたのである。

しかし鄭玄は、あらためて張逸のそれが成立しないことを指摘する。「雅の分に在れば、周公之れを専らにするを得ず」と答えを結ぶのである。このうちの「周公之れを専らにするを得ず」は、張逸の問いの「幽七月は専ら周公の徳を詠ず」をうけていた。すなわち七篇をもし「雅」に配属したならば、それらが詠じる「周公の徳」が埋没するといふのである。この指摘は、つぎのように説明しうる。

周公が撰政にあつた成王の位置に注目しよう。成王は受命王の文王、そして再受命した武王の神権の正統な後継者であつた。二代にわたつておこなひえなかつた「王業」成就は、成王に求められるべきであつたのである。もし七篇を王者の政教を内容とする「雅」に配属したならば、周公による「王業」成就は王者・成王の功業に帰せられる懸念がある。周公のそれは、成王の命にしたがつたにすぎないかのようになるのである。七篇を「風」として編纂することによつてこそ、「周公の徳」はきわだつたのである。このことをいうのが、「亦た優と為る」にほかならなかつたの

である。

結び

かくてわれわれは「豳国変風」をとりあげるのである。まず「豳国」から論じるべきである。いままでの行論からすると、それは特定の意味をもつタームと認めえよう。

すなわち「七月」を七篇の劈頭におき、周公を豳なる諸侯に想定することである。ただこれは「豳」の一字だけでも可能であったはずである。『鄭志』にあった、大師による「豳七月」編纂にかかわる「周公を以て専ら一國と為すに上は先公の業を冠す」という鄭玄のことばと、これに対するわれわれのパラフレイズとを想起しよう。「豳」に「国」を加えることによって、大師の編纂意図は凝縮しうるのである。「豳国」は「周公の徳」をきわだたせるために構想した豳なる「一國」の「風」を端的にあらわしえた名称といえるのである。

つぎは「変風」である。これについては、「王者の風」に対する鄭玄の解釈を想起しなければならない。「王業」成就は受命王の文王こそがほんらい実現すべきであり、その基業といえる諸侯文王の「王者の化」を詠じていたのが「王者の風」の「周南」であったとする解釈は、つぎの一

点を示していたのである。「王業」成就のあり方を主張する詩篇群として「周南」を認めることである。これに対して「周公の徳」は王命にしたがうのではなく、自らの功業として「王業」成就を思い、また実現したことであった。

これは「王業」成就のあり方からはずれた事態の出来であったのである。ここに「周南」と、「周公の徳」を詠じる七篇とのあいだに「正」「変」の関係が設定され、前者を「正風」とすると、後者は「変風」といえたのである。

すなわち「豳国」「変風」は、重なりあう意味をもっていたのである。「豳国変風」は四字のタームであった、と認めてもよいのである。そしてこれは、「豳風」が「豳国変風」の略称と解されていたことをわれわれに推測させるのである。

さらに「豳国変風」については、これまで煩雑さを避けてふれなかった、つぎのような鄭玄の解釈を考慮しなければならぬ。受命王でなければ、その正統なる後継者でもなかった周公による「王業」成就を可能とするために、周公の摂政就任が蒼帝靈威仰を包摂する宇宙の最高神一昊天上帝の神意とされていたことである。「周公の徳」を成立させていたのは畢竟、昊天上帝の神意であったのである。七篇を「雅」に配属したならば、「周公の徳」が埋没して

しまふとの指摘は、周公の「王業」成就が蒼帝靈威仰の神意にしたがう行為となり、昊天上帝の神意をあきらかにしえないということでもあったのである。

これを要するに、蒼帝靈威仰の神意が「周南」の名称にかかわっていたのに対して、「豳風」のそれを支持していたのは昊天上帝の神意といえるのである。そして「豳譜」が特に「七月」の内容としていた「周公の志」は、昊天上帝の神意を実現せんとする決意と解してもよいのである。われわれはあらためて、「七月」の箋をみよう。鄭玄は豳公の政教を『周礼』（春官・籥章）にあげられていた（豳風）（豳雅）（豳頌）に分類していた。しかしその解釈は、『周礼注』に展開されていた分類と全く異なっていたのである。『周礼注』において具体化しえていなかった、周公がしたがう昊天上帝の神意を「七月」箋に装置するために、鄭玄は『周礼注』の解釈を破棄したのである。われわれはつぎに、そのことを論じなければならないのである。

注

- (1) 以上の詳細は拙稿①「公劉・大王の受難と「后稷の業」——「詩譜」「豳譜」における鄭玄の解釈——」（中国文化、第五八号、中国化学会、二〇〇〇）、これを補う②「鄭玄

における「王業」と「民事」——「七月」序解釈と『詩譜』「豳譜」——（香川大学国文研究、第二十七号、香川大学国文学会、二〇〇二年）、及び③「流言と避居——周公の受難——鄭玄の「尚書」「金縢」解釈——」（日本中国学会創立五十年記念論文集、汲古書院、一九九八）参看。なお鄭玄は周公の摂政就任に昊天上帝の神意をかかわらせていたが、いましばらくこれにふれないでおく。

(2) 拙稿①②参看。

(3) 王肅『毛詩注』にそうした解釈が集約されている。拙稿②参看。

(4) 孔穎達『詩』「豳譜」疏が「王肅之意」としてつづる叙述などによると、王肅は詠歌の次序にしたがう編次がとられていたと解する。周公の居撰に対する王肅の解釈は、周公の避居を設定しないように鄭玄のそれを大きく異なっていたのである。

(5) 以上は拙稿③、及び④「鄭玄『尚書注』と『尚書大伝』——周公居撰の解釈をめぐる——」（東洋史研究、第六〇巻第四号、東洋史研究会、二〇〇二）参看。

(6) 以上の孔穎達の疏解は「不合在周之風雅、而以為豳國之變風焉」「謂之變者、以其變風變雅、各述時之善惡。七月陳豳公之美政、東山以下主述周公之德、正是變詩美者。

故亦謂之變風」(詩圖譜疏)である。しかし「豳國變風」の「變風」は「大序」の「變風」そのものと認めるしかなく、孔穎達の疏解は詭弁であると考えるものもいた。たとえば馬瑞辰『毛詩伝箋通釈』は、「豳國變風」を合理的な説明のつかない「未定之論」と解していたのである。

(7) 孔子録懿王夷王時詩、訖於陳靈公淫亂之事、謂之變風・變雅。

(8) 「序」に「文武之德、光照前緒、以集大命於厥身、遂為天下之父母、使民有政有居。其時詩、風有周南召南、雅有鹿鳴文王之屬、及成王周公致太平、制礼作樂、而有頌声興焉。盛之至也。本之、由此風雅而來。故皆録之。謂之詩之正經」とあり、「小大雅譜」に「大雅十八篇、小雅十六篇為正經」とある。なお「序」の「故皆録之」は孔子が「周頌」とともに「二南」などを『詩』に収めたと解釈しうることを、いいそえておかなければならない。

(9) 「徳を修めて王業を建つ」の解釈については、拙稿①②を参看。

(10) この箋の解釈についても、拙稿①②を参看。

(11) 「甘棠」は文王の受命後の詩篇、「行露」「何彼楨矣」は武王のときの詩篇とされる。

(12) 皮錫瑞『鄭志疏証』に「袁氏攷証曰、(関雎序疏)本無

卒・以・受・命・四・字。二南譜疏引答張逸云、文・王・以・諸・侯・而・有・王・者・之・化、卒・以・受・命・二・句。今補入」とあるにしたがう。

(13) 拙稿①②を参看。

(14) 特に拙稿④を参看。

(香川大学)